

資料

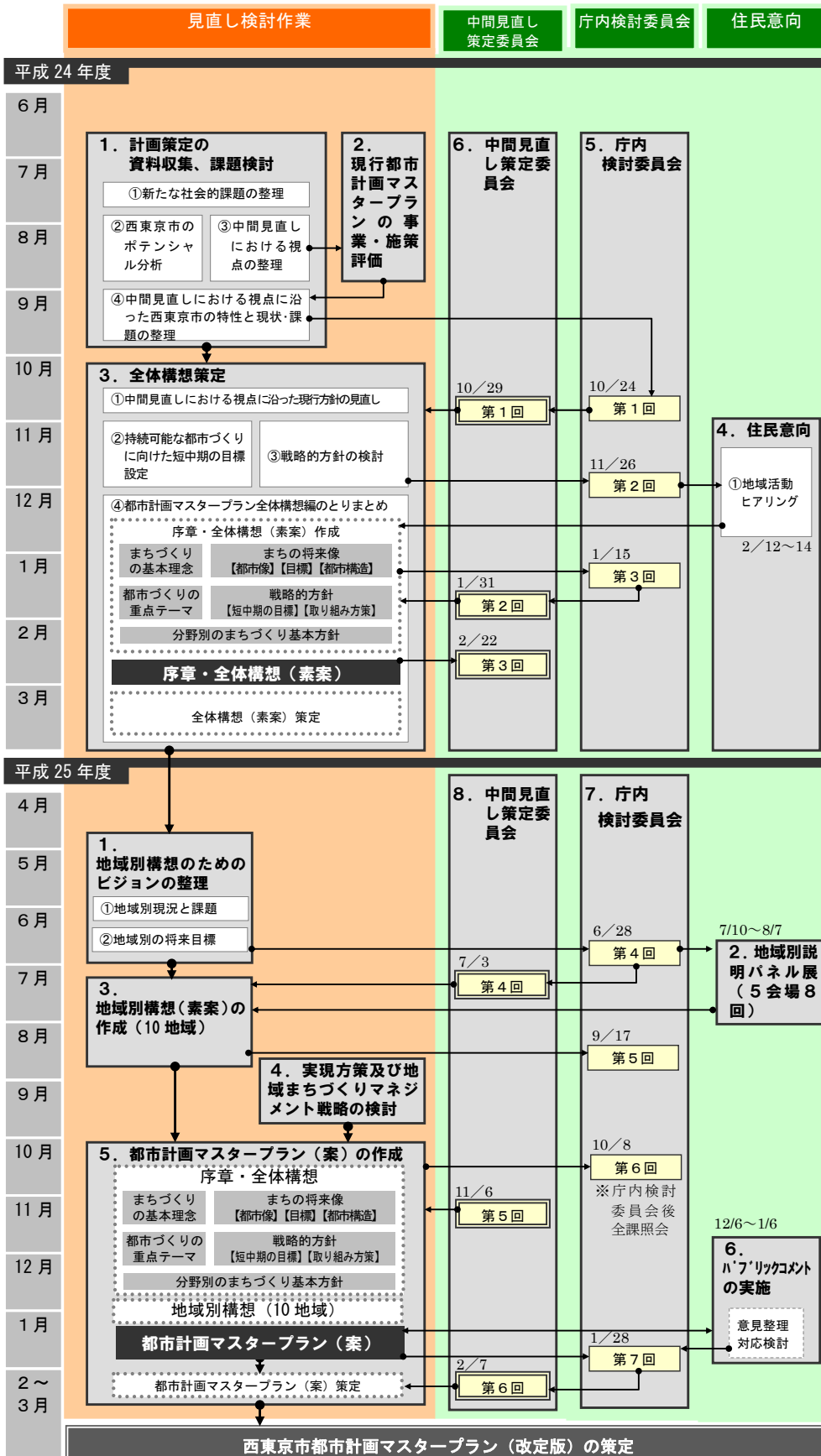
都市計画マスタープランの改定経緯について

まちづくりに関する用語の解説

西東京市計画体系図

資一 1 都市計画マスタープランの改定経緯について

(1) 検討経緯 (全体の流れ)



(2) 検討経緯（会議等の開催）

本方針の改定にあたっては、「中間見直し策定委員会」や「地域別説明パネル展」などによりさまざまなご意見をいただきました。

年月日	検討会議等	主要な議題等
平成24年10月24日	第1回 庁内検討委員会	中間見直しの方針について
平成24年10月29日	第1回 中間見直し策定委員会	地域の現況と課題 策定スケジュールなどについて
平成24年11月26日	第2回 庁内検討委員会	戦略テーマと取組み方針などについて
平成25年1月15日	第3回 庁内検討委員会	全体構想の見直し案などについて
平成25年1月31日	第2回 中間見直し策定委員会	戦略テーマと取組み方針などについて
平成25年2月22日	第3回 中間見直し策定委員会	全体構想（素案）などについて
平成25年6月28日	第4回 庁内検討委員会	地域別の課題や まちづくり方針などについて
平成25年7月3日	第4回 中間見直し策定委員会	地域別の課題や まちづくり方針などについて
平成25年7月10日 ～ 平成25年8月7日	地域別説明パネル展	5会場8回開催
平成25年9月17日	第5回 庁内検討委員会	地域別構想の見直し案などについて
平成25年10月8日	第6回 庁内検討委員会	中間見直し（素案）について
平成25年11月6日	第5回 中間見直し策定委員会	中間見直し（素案）などについて
平成25年12月6日 ～ 平成26年1月6日	パブリックコメントの実施	
平成26年1月28日	第7回 庁内検討委員会	西東京市都市計画マスタープラン（案） について
平成26年2月7日	第6回 中間見直し策定委員会	西東京市都市計画マスタープラン（案） について

西東京市都市計画マスタープラン中間見直し策定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市都市計画マスタープラン（平成16年7月策定。以下「都市計画マスタープラン」という。）について、西東京市総合計画その他関連する計画の策定・改定を踏まえた見直しを行うため、西東京市都市計画マスタープラン中間見直し策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、都市計画マスタープランの見直しに伴う調査及び検討を行い、その結果を西東京市長（以下「市長」という。）に報告する。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員で組織し、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者、行政機関の職員又は関係機関の職員 5人以内
- (2) 市内の商工、福祉関係等の団体の構成員 2人以内
- (3) 一般公募による市民 3人以内

2 第3第3号に掲げる委員は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

第4 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 委員の任期

委員の任期は、依頼の日から第2の規定による所掌事務が完了するまでとする。

第6 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

第7 公開

委員会の会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 謝金

委員会の出席者への謝金は、日額2,000円とする。ただし、行政機関の職員に対しては、謝金を支払わない。

第9 庶務

委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月30日から施行する。

西東京市都市計画マスタープラン中間見直し策定委員会 委員一覧

(敬称略、五十音順)

	氏名	備考
	いちが じゅんこ 市賀 純子	公募市民・在住（会社員）
	かすや ただし 糟谷 正	関係行政機関 （西東京消防署予防課）
	こんの よしこ 紺野 美子	公募市民・在勤（会社員）
副会長	さぬき りょう 讃岐 亮	学識経験者 （首都大学東京都市環境学部建築都市コース）
	たなか ゆうじ 田中 裕治	団体の構成員 （西東京商工会）
	なかむら まさあき 中村 正明	関係行政機関 （東京都北多摩南部建設事務所工事第一課）
会長	ねがみ あきお 根上 彰生	学識経験者 （日本大学理工学部建築学科）
	まるき あつし 丸木 敦	団体の構成員 （西東京市社会福祉協議会）
	むらた ひでお 村田 秀夫	関係機関の職員 （農業委員会）

(3) 地域活動ヒアリングの結果

全体構想の検討に際し実施したNPO法人をはじめとする各種団体へのヒアリングでは、戦略的テーマに対しおおむね好意的な意見が多く、これまで行政が行ってきた分野・領域の事業を積極的に実施する意向を示しています。

◇ヒアリング日程 平成25年2月12日～14日

◇対象団体 NPOなど3団体

戦略的テーマとの関連性			主 な 意 見
【テーマ1】 安全・安心が 確保された まち	【テーマ2】 住宅都市と して価値の 高いまち	【テーマ3】 徒歩、自転 車、バスによ る駅アクセ ス利便性の 高いまち	
	○		屋敷林の存在価値を見直し、維持保全することが重要との考えから、屋敷林の会と協働での取組みなどを行っている。今後も屋敷林の保存には取組んでいきたい。
○		○	災害時における一時避難施設から福祉避難施設への移動において、移動サービス事業は有効活用出来るのではないかと考えている。
		○	高齢者にとっては200mの移動が精一杯であるが、バス停は容易には動かせないことなどから、バス停までの移動を市民の力で支援するの も一案だと考えている。
		○	移動サービスについては、選択多様性（利用の有無、手段など）の 余地が少ないことが問題であり、自己選択が実感出来るような仕組み 作りが重要である。複数のNPOが役割分担することも一案である。
○		○	ふれあいのまちづくり事業では、隣近所の付き合いを中心に防災や 昼食会などを通じて地域の繋がりを作り出しているが、聞かれる意見 としては、駅・駅周辺にまで辿り着くのが困難であることから「はな バス」のルート充実を求める意見が多い。
		○	小規模需要にも対応してもらえるデマンドバスのような手段が欲し い。
○			AEDをコンビニに設置すれば有効ではないか。
		○	市内の工業高校や住民にベンチ作成を頼み、行政が設置するなど は実現できるのではないか。
	○		公園の現状からして、小規模公園をこれ以上増やすというのでなく、 開発に伴う緑地提供を金銭納付にして、既存公園の整備ないし屋敷林、 農地等の買収資金に充当できないか。
○		○	通学路のパトロール、スクールゾーンへの車両侵入防止、歩行者と 自転車の衝突防止のための交通誘導などに自発的に取り組んでいる人 もいる。ハード整備の補完として、事業化・協働など工夫できないか。

(4) 地域別説明パネル展の開催と意見の収集

全体構想の中間とりまとめを行った平成25年7月に「地域別説明パネル展」を開催し、一般の市民の方々から幅広いご意見をいただきました。

地域別説明パネル展では、さまざまなご意見をいただけるよう全体構想の内容や地域別のまちづくり方針などについてパネルを設置し、オープンハウス形式で行いました。

また、まちづくりに興味を持っていただくために「今昔写真」を冒頭に掲示し、意見収集には地図にふせん紙やシールを貼り付ける方式を採用するなどの工夫を行うと共に、開催期間中には、パネル展で掲示したパネルを市のホームページでも閲覧できるよう対応しました。

開催結果の概要は以下に示すとおりです。

■平成25年度「西東京市都市計画マスタープラン地域別説明パネル展」来場者数

	7/10(水)	7/12(金)	7/17(水)	7/18(木)	7/28(日)	7/31(水)	8/2(金)	8/7(水)
	柳沢公民館		田無公民館		下保谷 児童センター	こもれびホール	ひばりが丘図書館	
10:00～11:00					2名			
11:00～12:00					2名			
12:00～13:00					0名			
13:00～14:00					0名			
14:00～15:00					1名			
15:00～16:00	25名	9名	18名	13名		24名	22名	13名
16:00～17:00		12名	16名	11名		5名	12名	9名
17:00～18:00	14名	6名	6名	2名		9名	10名	8名
18:00～19:00		1名	1名	3名		0名	3名	11名
19:00～20:00*		0名	4名	5名		0名	3名	1名
計	39名	28名	45名	34名	5名	38名	50名	42名

*：ひばりが丘図書館は開館時間の関係から19:30まで

8日間合計 281人

【展示内容】

<展示パネル>

- ◆わたしたちのまち いまむかし：西東京市の今昔写真（写真展示） 4枚
- ◆あなたの地域の課題を教えてください：
 - 意見聴取用西東京市の地図（ふせん紙、シール貼り用） 1枚
- ① これからのまちづくりを考えよう！：
 - 都市計画マスタープラン等の説明とパネル展の目的 1枚
- ② 現在の都市計画マスタープランではこんなことを考えています：
 - 将来都市像とまちづくりの目標 1枚
- ③ 見直しの背景とポイントはこれだ！：今回の見直しの背景とポイント 1枚
- ④ この10年間の主な取り組み（大きな事業など）です：
 - 取り組んできた事業の紹介 1枚
- ⑤ 引き続き取り組む主な事業などです！：継続して取り組む事業の紹介 1枚
- ⑥ 将来のまちのかたちは？：将来都市構造 1枚
- ⑦ 地域方針案（ひばりが丘駅、市中央、保谷駅、田無駅、東伏見・西武柳沢駅） 5枚

(5) パブリックコメントの実施

中間見直し策定委員会と地域別説明パネル展などでいただいたご意見を反映させて都市計画マスタープラン（素案）を作成しました。

その素案について、平成25年12月6日から平成26年1月6日までパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで提出された意見件数は5件（4名）でした。

資－２ まちづくりに関する用語の解説

(五十音順に記述)

あ行

空き地

：ここでは、屋外利用地・仮設建物等（材料置き場、屋外駐車場、中古車センター等）や公園・運動場等（公園緑地、野球場、ゴルフ場、墓地等）、未利用地等（建物を伴わない宅地、建築中で用途不明なもの、廃屋等）の総称として使用

一般延焼遮断帯

：骨格防災軸及び主要延焼遮断帯以外で防災生活圏を構成する延焼遮断帯

駅勢圏

：「駅の勢力圏」を略したもので、駅を利用する人の居住地や通勤先・通学先などが立地する範囲を示し、駅から居住地まで徒歩だけでみた場合、約1 Kmくらいの圏域となる

NPO法人

：特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことであり、NPO法人のうち一定の基準を満たし所轄庁の認定を受けた法人を認定NPO法人といい、税制上の優遇措置を受けることができる

延焼遮断機能

：道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それら沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構成される帯状の不燃空間を確保することにより、大地震時において市街地大火を阻止する機能のこと

延焼遮断帯

：地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物により構成される帯状の不燃空間で震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う

沿道型サービス施設

：幹線道路の沿道で主に自動車利用者に物品やサービスを提供するガソリンスタンドやファミリーレストラン、大規模小売店、運輸施設などのこと

オープンスペース

：道路、公園、広場など、建物に覆われていない土地の総称で、都市におけるゆとり空間のこと

か行

開発許可制度

：一定規模以上の民間による開発行為が行われる場合、その内容を行政が審査し、必要に応じて指導し、許可する制度のことであり、開発に見合った道路や公園などの都市基盤の提供などが義務づけられている

街路事業

：道路整備の事業手法のひとつ

学齡層

：15歳未満

幹線道路

：交通環境整備の方針の中で、広域幹線道路、一般幹線道路、生活幹線道路の位置づけがなされたものの総称を指す

基金

：特定の目的を定めて、あらかじめ事業費用などの積み立てを行う制度

基本構想

：市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すもの

協働

：市民活動団体と市が、①相互に対等な関係の下、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること

業務地

：公務、商取引、販売のほか生産、流通などの業務施設が集積するところ

緊急啓開道路

：地震等の災害発生時に、被災地及び被災者に対する教護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実にするために、緊急道路障害物除去（「倒壊した建築物等の路上障害物の除去」および「陥没や亀裂等の応急補修」）を優先的に実施する路線のこと

建築確認制度

：新築や建替えに際して、法的条件を満たしているかどうかを確認する制度

建築協定

：建物の高さ・壁面位置・デザイン・垣や柵の種類等を住民間で話し合っけて区域のルールとして定めるもので、全員の合意を必要としているが、地区計画と異なり都市計画に定められるものではなく、あくまで紳士協定としての性質をもっている

広域避難場所

：大地震などの発生に伴う延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園や緑地等

後背地

：道路沿道から住宅地内に入った区域

子育て層

：30～44歳

骨格防災軸

：広域的な観点から応急復旧体制の確立やライフラインの整備等の防災機能の向上により災害に強い都市構造づくりを図るため、防災上の骨格的ネットワークを形成すべき道路及び大規模河川

コミュニティバス

：路線バスと乗り合いタクシーの間を埋める小型のバスで、バス不便地域を運行する新しい乗りバスの総称であり、本市では「はなバス」の愛称で運行

さ行

市街地再開発事業

：低層の木造建築物などが密集していて土地の利用状況の改善が必要で、災害の危険もあるなどの地区について、地区内の建築物を除去し、新たに土地を高度利用した建築物を建築し、また公共施設の整備を行うもの

若年層

：15～29歳

主要延焼遮断帯

：都市計画道路を中心として、河川、鉄道等により、防災生活圏ができるだけ一定の大きさになるようにメッシュ状に配置された延焼遮断帯の中でも、特に整備の重要度が高いと考えられる幹線道路（骨格防災軸間を二分する骨格幹線道路）

生産緑地

：良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、計画的な保全を図る都市部に残存する農地のこと

全国総合開発計画、首都圏整備計画

：国土づくりや首都圏の整備など、広域的なまちづくりに関する基本計画で、法に基づいて国が策定

雑木林

：クヌギやコナラなどの広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林（人工林）のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることもある

ソフト産業

：情報通信プログラムや文化作品など、知識・思考によりものをうみだす産業

た行

第一種市街地再開発事業

：機能更新や基盤整備などを目的に街をつくりかえる法定事業で、土地や建物の権利を事業後の再開発ビルの床に権利変換する

玉川上水景観基本軸

：東京都景観条例に基づき、特徴的な景観が連続している地域を景観軸として指定しており、玉川上水の中心から両側それぞれ100mの区域を玉川上水景観基本軸として指定し、景観基本軸の範囲内で一定規模以上の建築・開発行為や工作物の設置に対して届出を義務づけている

地域地区、都市施設、都市計画道路、都市計画公園、市街地開発事業

：都市計画法に基づいて定められるもので、土地利用の区分、道路や公園などの各種の施設の計画、面的な都市開発事業などのこと

地区計画

：用途地域のような広域的な視点からのゾーニング手法に対して、地区からの発想できめ細やかな地区の特性に応じたまちづくりを行うための手法で、建物の用途・高さ・壁面位置などを地域住民が参加して検討し定め、地区の環境保全・改善を図るもので、規制強化と併せて容積率規制の緩和などを行う場合もある

調節池

：集中豪雨などの増水時に河川の水位を調整するため、河川沿いに設置される池のこと

鉄道不便地域

：鉄道駅からの距離が遠い、バス路線が無いなど、駅の利用が不便な地域のこと

電線類の地中化

：円滑な道路交通の確保、道路景観の整備、防災上の観点から電線類を地中に埋設すること

東京都景観条例

：良好な景観の形成に関し、景観法の規定に基づく必要な事項を定めるとともに、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするほか、大規模建築物等の建築等に係る事前協議の制度を整備することなどにより、地形、自然、まち並み、歴史、文化等に配慮した都市づくりを総合的に推進し、美しく風格のある東京を形成することを目的とした条例で、平成 9 年 12 月に条例が制定され、景観法が全面施行されたことを受け平成 18 年に全部改正された

特別緑地保全地区

：都市緑地法に基づき無秩序な市街化の防止等を目的に指定する地区

都市型産業

：都市内に積極的に立地させることのできる産業のことをいい、公害による環境汚染がないことが前提で、都市の情報集積や消費地に近いことを活かした情報産業やファッション産業などがあげられる

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

：すべての都市計画区域について区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針（都市計画区域マスタープラン）で都道府県が定めるもの

都市計画決定

：用途地域・都市計画道路などの根幹的な施設・市街地開発事業等について、その基本的内容を都市計画審議会で審議し（規模・内容により東京都決定、西東京市決定がある）、公告・縦覧などの手続きを経て法的に定めるもので、都市計画施設内では建築制限がある

都市計画道路

：都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画決定された道路のことで、種類、名称、位置、区域、種別及び車線数やその他構造を定めており、安全・快適な交通の確保、みどりの空間の確保、活力と魅力ある都市の形成、防災強化、上下水道・ガス等の収容など様々な機能を有している

土地区画整理事業

：宅地の整形化や道路の整備など、面的にまちをつくりかえる事業

な行

西東京市市民意識調査

：市政に対する市民全体の考え方を把握するために西東京市が実施した調査

日常生活の楽しみとなるような機会

：生産者と消費者の交流、市民農園等の活用、学校農園体験・農業体験・援農ボランティアへの参加、食育活動、農業景観散策会の開催など

は行

バリアフリー化

：障壁を取り除き、誰もが利用しやすい都市環境をつくること

人にやさしいまちづくり条例

：市・市民・事業者等のそれぞれの役割と責務を明らかにし、人にやさしいまちづくりを進めていく上での基本的事項ならびに開発事業に伴う手続ならびに都市計画法の規定に基づく開発許可の基準及びその他の基準を定めたもの

避難施設

：地震による家屋の倒壊や焼失等によって被害を受けた方や現に被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校の建物

避難広場

：広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、または避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド等

ヒューマンスケール

：人間の感覚や行動に適した、適切な空間の規模やものの大きさ

福祉避難施設

：自宅や避難施設で生活している高齢者や障害者の方等に対し、介護等の必要なサービスを提供する社会福祉施設等

ふたかけ水路

：コンクリートなどのふたをかけた水路

壁面後退

：建物の外壁面を道路境界線より敷地の内側に下げたところに設けること

歩車共存道路等

：自動車の走行速度を落とす工夫により歩行者が安心して歩ける道路で、歩車共存道路やコミュニティ道路がある

ま行

マンション付置公園

：大規模マンションの建設に伴って設置されている公園

や行

屋敷林

：農家などの周りを囲んでいる樹林

優先整備路線（第三次事業化計画）

：平成 18 年 4 月に東京都と多摩地域の 28 市町が策定した「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」において、平成 27 年度までの間に優先的に整備すべき路線として位置づけられたものを指す

ユニバーサルデザイン

：製品、建物、空間等について、障害者や高齢者などの分けへだてなく初めから考慮して、

すべての人が使いやすく、親しみやすいものにする

用途地域制度、特別用途地域制度

：住宅地や商業地などに区分して、建物の用途や大きさを規定する制度

よう壁

：がけ崩れを防止するためのコンクリート製などの構造物

ら行

緑地協定

：「都市緑地法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域緑化を推進しようとするもので、都市計画区域内の一定の区域の土地所有者等全員の合意により、緑化協定区域、樹木等の種類とその植栽場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市長の認可を得て締結される協定のこと

緑地保全地域

：「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、都が指定する自然地・樹林などの保全のために建築制限等を行う地域

資一3 西東京市計画体系図

西東京市計画体系図		計画期間	所管部署	審議会等	
総合計画	26年-35年	企画政策課	総合計画策定審議会	条例
地域情報化基本計画	26年-30年	情報推進課	地域情報化計画策定審議会	条例
地域防災計画	25年-30年	危機管理室	防災会議	条例
国民保護計画	19年-	危機管理室	国民保護協議会	条例
食育推進計画	26年-30年	健康課	健康づくり推進協議会	条例
地域福祉計画	26年-30年	生活福祉課	保健福祉審議会 地域福祉計画・普及推進委員会	条例 要綱
健康づくり推進プラン	25年-34年	健康課	健康づくり推進協議会	条例
子育て・子育てワイワイプラン(子育て支援計画)	22年-26年	子育て支援課	子ども子育て審議会	条例
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	24年-26年	高齢者支援課	高齢者保健福祉計画検討委員会 介護保険運営協議会	要綱 条例
障害者基本計画	26年-35年	障害福祉課	地域自立支援協議会	要綱
障害福祉計画	24年-26年	障害福祉課	地域自立支援協議会	要綱
文化芸術振興計画	24年-30年	文化振興課	文化芸術振興推進委員会	要綱
スポーツ推進計画	26年-35年	スポーツ振興課	スポーツ推進審議会	条例
産業振興マスタープラン	23年-35年	産業振興課	産業振興マスタープラン推進委員会	要綱
農業振興計画	26年-35年	産業振興課	農業振興計画推進委員会	要綱
男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画	26年-30年	協働コミュニティ課	男女平等参画推進委員会	条例
環境基本計画	26年-35年	環境保全課	環境審議会	条例
地球温暖化対策地域推進計画	22年-32年	環境保全課	環境審議会	条例
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	23年-32年	環境保全課	なし	-
一般廃棄物処理基本計画	24年-33年	ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	条例
分別収集計画	26年-30年	ごみ減量推進課	なし	-
都市計画マスタープラン	26年-37年	都市計画課	都市計画マスタープラン中間見直し策定委員会	要綱
みどりの基本計画	16年-35年	みどり公園課	みどりの基本計画策定委員会	要綱
人にやさしいまちづくり推進計画	21年-30年	都市計画課	人にやさしいまちづくり推進協議会	条例
住宅マスタープラン	26年-35年	都市計画課	住宅マスタープラン策定委員会	要綱
耐震改修促進計画	19年-27年	都市計画課	耐震改修促進計画策定に係る庁内検討会	要領
交通計画	26年-35年	都市計画課	交通計画策定委員会	要綱
道路整備計画	19年-28年	道路建設課	市道等の整備計画策定会議	-
交通安全計画	23年-37年	道路管理課	交通安全対策会議	条例
公共下水道プラン	23年-52年	下水道課	下水道審議会	条例
教育計画	26年-30年	教育企画課	教育計画策定懇談会	要綱
子ども読書活動推進計画	23年-27年	図書館	子ども読書活動推進計画策定懇談会	要綱

